

## 主要な政策に係る評価書（令和元年度実施政策）

政策 2	行政評価等による行政制度・運営の改善	1
政策 4	地域振興（地域力創造）	8
政策 6	分権型社会を担う地方税制度の構築	17
政策 13	電波利用料財源による電波監視等の実施	20
政策 16	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	26
政策 18	公的統計の体系的な整備・提供	29
政策 19	消防防災体制の充実強化	40

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-②)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策2:行政評価等による行政制度・運営の改善				分野	行政改革・行政運営
政策の概要	政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	【最終アウトカム】:国民に信頼される質の高い行政の実現がされること 【中間アウトカム】:以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	980	1,017	1,086	1,017
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	980	1,017	1,086	
執行額	868	896	970			

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第3章2(1)③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 第4章2 令和2年度予算編成等について
	規制改革実施計画	令和元年6月21日	I 6 規制所管府省の主体的な規制改革への取組

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
		① 全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率 <sup>(※)</sup> <アウトカム指標>  ※①該当年度に2回目のフォローアップを実施した調査について、調査ごとに2回目のフォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出	91.6% (過去3年間の改善措置率(平成26年度90.5%、27年度91.9%、28年度92.4%)の平均値) 【平成28年度】	91.6%以上	94.4%以上	平成28～30年度の平均値以上かつ91.6%以上	過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上 【令和元年度】	イ
			94.4% (平成27年度91.9%、28年度92.4%、29年度98.8%の平均値)	95.6% (平成28年度92.4%、29年度98.8%、30年度95.5%の平均値)	96.1% (平成29年度98.8%、30年度95.5%、令和元年度93.9%の平均値)			

<p>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査を実施</p>	<p>業務改革による行政評価局調査の効果的な実施</p> <p>①従来型の全国計画調査の実施期間 ②コンパクト調査の実施期間 ③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間 ④その他業務改革の実施状況</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>従来型の全国計画調査は、全国50局所に分散配置した調査要員を、調査ごとに固定した規模で動員し、おおむね1年を目途に結果を取りまとめ【平成28年度】</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成29年度において、報告、公表等を行った従来型の全国計画調査10本のうち、「公文書管理に関する行政評価・監視」については10か月で取りまとめ公表した一方、「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」については公表までに1年8か月を要しているが、これは、本省において補足(追加)的に調査する必要があったことによるもの、「土砂災害対策に関する行政評価・監視」については公表までに1年6か月を要しているが、これは関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによるものである。なお、上記10本の調査について、取りまとめに要した期間の平均値は1年4か月となっている。</p> <p>②平成29年度においては、コンパクト調査として「高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査」を4か月、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」を6か月で取りまとめ、公表した。</p> <p>③当該年度においては、機動的な調査(臨時調査)を実施しなかった。</p> <p>④行政評価局の地方組織再編により、調査ユニットの柔軟な編成が可能となったことにより、調査テーマ間の業務分担の見直しを行い、業務量の多い調査テーマの調査担当職員の人数を増やすなど、調査体制の充実を図った。また、WEB会議システムの活用により、これまで、調査従事者の一部しか参加できなかった調査計画の伝達会議を全調査従事者が視聴することが可能となったほか、タブレット端末の活用により調査先でのインターネットを通じた関連情報の収集や、調査対象機関からの資料提供を効率的に行うことが可能となった。以上のほか、共有フォルダを活用した局所における実地調査結果の速やかな共有を行っており、これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成30年度に公表した従来型の全国計画調査8本のうち、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」については約1年で取りまとめた。他方、「クールジャパンの推進に関する政策評価」及び「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」については、公表まで2年以上を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記8本の公表までの期間の平均は、2年以上の期間を要した調査の影響もあって、約1年7か月であった。</p> <p>②平成30年度に公表した「鳥獣被害対策に関する実態調査-ICTを活用した対策の条件整備を中心として-」については、約9か月で取りまとめた。</p> <p>③平成30年度においては、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を平成31年2月から3月の約1か月で取りまとめ、公表した。これは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の不適切事案について、施策や事業を担当する府省とは異なる立場から行政評価・監視を行っている当局が実施することとされたものである。</p> <p>④調査の設計から取りまとめに至る各段階で局幹部と担当室との意思疎通の機会を一度回り、手戻りを少なくするとともに、平成29年度に引き続き、各調査テーマの業務量に応じた機動的な人員配置を行うほか、WEB会議システム等を活用した効率的な情報共有に取り組んだ。また、取りまとめの途上においても、アンケート調査結果や中間的な公表を行い、関係府省との問題認識の共有、関係者への情報提供を行った。これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①令和元年度に公表した従来型の全国計画調査5本のうち、最も長期間の調査となった「地籍整備の推進に関する政策評価」は、公表まで約2年を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記5本の公表までの期間の平均は約1年7か月となり、平成30年度と同様であった。</p> <p>②日々行っている情報収集により、災害派遣等に使用される自衛隊車両及び救急業務を行う救急車が高速道路において緊急対応に支障を生じかねない状況が見られるとの情報に接したことで、令和元年9月から、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を実施し、年度末に当局としての見解を取りまとめた。また、政策評価審議会における議論を踏まえ、令和2年1月から3月の約3か月で「都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況に関する調査」を行い、取りまとめた。本調査の結果を踏まえ、令和2年度に都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・継承に関する行政評価・監視を実施する予定。</p> <p>③上記②のとおり(上記②の調査は、機動的な調査(臨時調査)でもある。このほか、建設残土の投棄により、崩落等の住民の生活安全を脅かす問題が発生している状況が見られ、また、政策評価審議会においてもこの問題について指摘があったことから、第3期に「土壌汚染対策に関する行政評価・監視」を予定していたが、令和2年1月、機動的に「建設残土対策に関する実態調査」を行うこととした。</p> <p>④これまで、調査の進捗を「方向性」、「中間報告」等に区切り、それぞれの区切りのタイミングで局幹部へ報告・相談していたものを、局幹部とより柔軟に意思疎通するため、進捗状況の区切りを廃止し、局幹部へ随時、状況を報告・相談することとした。そ</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。 【令和元年度】</p>
---	-------------------	---	--	--	--	--	--

						の結果、分析の内容や議論を通じて新たに発生した問題意識に応じた柔軟な対応により、より深みのある取りまとめが可能になることを期待している。 また、従来の形式(勧告等)にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめ時期の柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行った。見直し結果を踏まえて、上記の「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行政評価局レポートとして取りまとめた。 そのほか、必要に応じて、フォローアップ後に勧告事項への対応を促し、改善を促進する取組を行った(例:貸切バスの公示運賃の見直しについて一貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視(平成29年7月)の勧告事項のフォローアップ(令和元年11月14日に行政評価局レポートとして公表))。 このように、手法の見直しにより、よりタイムリーに調査結果等を公表することが可能となった。		
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	政策評価審議会等 の知見を活用した政策評価の推進及び客観性担保評価活動の一環として点検を実施	政策評価の質及び実効性の向上 ＜アウトカム指標＞  【参考指標】 規制、租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検数 ＜平成29年度＞ 規制に係る政策評価の点検数:-(ガイドライン改正のため未実施) ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数:40件 ・公共事業に係る政策評価の点検数:21件  ＜平成30年度＞ ・規制に係る政策評価の点検数:112件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数:59件 ・公共事業に係る政策評価の点検数:30件  ＜平成31年度(令和元年度)＞ ・規制に係る政策評価の点検数:120件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数:38件 ・公共事業に係る政策評価の点検数:12件	28年度の政策評価審議会政策評価制度部会(以下「制度部会」)による政策評価の改善案の提言(目標管理型、規制)前における各府省の政策評価の実施状況 【平成28年度】	①総務省が提示した政策評価の改善案(28年度)の反映状況及び今後の課題(各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握)。 ②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施  ①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。 i)目標管理型評価については、総務省が提示した改善案(28年度)の後に示された「統計改革推進会議最終取りまとめ(H29.5.18)」も踏まえ、28年度実施施策に関する評価書を対象に検証を行ったところ、分析の妥当性、目標・測定指標の適切な設定に関して十分とは言えないもの(具体例:外部要因等の影響が分析されていない、測定指標の目標値が定量的に定められているが、目指す水準が明らかでない)が確認された。 一方、一部の府省について当局で確認を行ったところ、目標と測定指標との因果関係を明確化するための取組や、事前分析表に設定された測定指標のうち、どれが主要なものであるかの明示等の改善(具体例:財務省の事前分析表において主要な指標を明示)が見られた。	①総務省が提示した政策評価の改善案(28年度・29年度)の反映状況及び今後の課題(各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握)。 ②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施  ①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。 i)目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(H29.5.18)及び「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成29年度)」(H30.3.2制度部会)を踏まえ、30年度における実証的共同研究として、関係府省及び学識経験者と協働しつつ、「IoTサービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策広報」及び「訪日インバウンド」の4つのテーマを題材に、ロジックモデルの活用、(必要に応じ)データ収集・調査の実施、統計的手法等の活用による政策効果の分析等を通じた検証を行った。当該研究においては、政策効果の検証に応用しやすいタイプの施策や、多様な検証の手法例を取り上げ、具体的な事例の発信を通じて、各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースを提示する。	①総務省が提示した政策評価の改善案(28年度～30年度)の反映状況及び今後の課題(各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握)。 ②政策評価制度部会における議論も踏まえ、政策評価の改善状況を総括する。  ①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。 i)目標管理型評価については、平成30年度に引き続き、実証的共同研究を実施。令和元年度は、「競争政策における広報」(継続)、「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」及び「財政教育プログラム」の3つのテーマを題材に、検証を行った。 また、EBPMに関して造詣が深く、かつ、実務的な観点から意見をいただける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱。総務省、関係府省、行政評価局アドバイザー等学識経験者などが連携して当該実証研究を実施した(結果についてはR2.5.8公表)。 また、これまでの実証的共同研究の成果や課題等について、制度部会委員や行政評価局アドバイザーとの意見交換を行うことを通じて、分析し、明らかにした。	総務省が提示した政策評価の改善案(28年度～30年度)の反映による各府省の政策評価の質及び実効性の向上 【令和元年度】	

<p>ii) 規制評価については、H29.7に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、同年10.1から施行している。改善状況を把握した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られるなど、課題が残る状況である。</p> <p>iii) 公共事業評価については、「完了後の事後評価」を題材として、各省の参考に資するための情報を提供することを主眼として改善方を中間的に整理したものであり、引き続き関係省にその内容の周知を図るとともに、最終的な取りまとめに向けた情報収集を実施した。</p>	<p>ii) 規制評価については、改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」施行後のH29.10からH30.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される112件の規制を対象に点検した結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価40件・事後評価11件の計51件)が見られたほか、事前評価が意思決定過程でどのように活用されたか記載されていないなどの状況が見られたことから、改善すべき点を各行政機関へ指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。</p> <p>iii) 公共事業評価については、総務省が提示した改善方策(29年度)を踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と事業主体である地方公共団体等との間で、評価業務に関する情報共有が十分でないなどの状況も見られた。</p>	<p>ii) 規制評価については、H30.4からH31.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される120件の規制を対象に、改善方を踏まえて改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の主要ポイント(遵守費用の定量化等)の実施状況を中心に点検を実施した。その結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価60件・事後評価3件の計63件)が引き続き見られたことから、改善すべき点を各行政機関に指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。また、各府省から規制評価の実施に係るヒアリングを実施し、運用における課題検討の参考となる情報を得た。</p> <p>iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策も踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないなどの状況が引き続き見られた。</p>
<p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終取りまとめ(H29.5.18)」を踏まえた検証に関して、H30.2.2の制度部会において、ロジックモデルの活用方向性など、同部会の目標管理型評価ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、同年3.2の政策評価審議会において、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等」を了承し、各府省へ提示した。今後、ロジックモデルの活用・分析手法の実証的共同研究(以下「実証的共同研究」)等において引き続き検討する。</p>	<p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、30年度における実証的共同研究に関して、H31.2.19の第18回制度部会(持ち回り開催)及び同年3.4の第14回政策評価審議会(第19回制度部会との合同)にて進捗状況を報告するとともに、4つのテーマからなる当該実証的共同研究に取り組んだ結果に対する気付き等を取りまとめた「報告書総論」を同年4.26に公表した(当該公表の旨もR1.5.17の第15回政策評価審議会(第20回制度部会との合同)にて報告)。引き続き、当該実証的共同研究を実施し、ロジックモデルの活用方向性について検討する。</p>	<p>②政策評価制度部会等において政策評価の改善及び今後の方向性について検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、過去2年間実施した実証的共同研究の総括として、以下のとおり、成果、課題の把握、今後の方向性についての検討を行った。</p> <p>・実証的共同研究に関わった全8府省にヒアリングを実施。「EBPMを推進していくための知見を得ることができた」「事業の現状が把握できた」「新たな行政手法を打ち出すことができた」といった、EBPMの実践や政策改善に関する肯定的意見が示され、着実に実証的共同研究の成果が出ていると評価できる。</p>

				<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘の在り方や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、H30.2.2の制度部会において、政策評価における事業の直接・波及効果の取扱いなど、同部会の公共事業評価ワーキンググループ(以下「公共事業評価WG」)における検討内容を踏まえた審議・検討を行い、同年3.2の政策評価審議会において、「公共事業に係る政策評価の改善方策」を了承し、各府省へ提示した。今後、点検活動や委員視察等を通じて、共通の課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、公共事業評価WGで審議・検討しつつ点検を実施するとともに、公共事業評価の改善の参考とするため、公共事業評価WG委員による地方公共団体の視察を実施。視察結果は、H31.2.19の制度部会及び同年.3.4の政策評価審議会に報告。今後、点検活動、国の地方支分部局や地方公共団体からの情報収集、委員視察等を通じて、共通の課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>・ 制度部会委員や行政評価局アドバイザー、その他有識者の知見を活用し、これまでの実証的共同研究の成果を整理し、課題及び今後の取組の方向性について検討を行った。その結果については、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」として取りまとめ、これを踏まえた改善を図りつつ、引き続き研究に取り組む。なお、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」は、R2.5.8に公表するとともに、各府省へ提示した。</p> <p>ii) 規制評価については、第21回制度部会(R1.7.10)において、上記①の点検結果を踏まえた各行政機関への主な指摘事項や今後の方向性などに関し、同部会の規制評価ワーキンググループ(以下「規制評価WG」)での検討結果、諸外国における取組状況を踏まえて審議した。また、平成29年の「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の改正以降、各行政機関において十分に同ガイドラインが遵守されていない等の現状を踏まえ、規制に係る政策評価の改善に向けた今後の方向性について、R2.3の規制評価WG、第23回制度部会において議論を行い、今春以降、遵守費用の定量化やEBPM的思考の現状把握、課題の整理、諸外国制度研究の実施等について検討し、令和4年度に総括することとした。</p> <p>iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策を踏まえつつ、公共事業評価WGの知見を活用しながら点検を実施した。点検の結果、関係省に対して指摘した事項については、評価書の修正や評価マニュアルの改定など必要な対応が講じられていることを確認しており、一定の改善が図られている。引き続き、点検活動、公共事業所管省や地方公共団体等からの情報収集を通じて、共通の課題やその改善方策について検討する。</p>
--	--	--	--	--	--	--

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	164,145件 【平成28年度】	17万件以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上 【令和元年度】	□
	受け付けた苦情等について、必要あっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.2% 【平成28年度】	95.0%以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	□
					156,178件	169,100件	163,689件		
					97.2% (あっせんを実施した件数:573件、 うち解決が図られた件数:557件)	95.2% (あっせんを実施した件数:561件、 うち解決が図られた件数:534件)	94.7% (あっせんを実施した件数:514件、 うち解決が図られた件数:487件)		

目標達成度の測定結果	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり						
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、実績値が目標値を上回った。また、測定指標②については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、行政評価局調査の効果的な実施のため、コンパクト調査、機動的な調査及び業務改革を実施した。以上から、目標達成に向けて着実な進展が見られた。</li> <li>・測定指標③については、総務省において改善方策等を踏まえた点検活動等を実施しており、その結果、各行政機関において一部改善が見られた。また、制度部会等において、現状の分析や課題の把握等に努め、改善の方向性について議論を行い、令和元年度には一定の方向性を示した。このように、総務省においては、課題の把握及びこれを踏まえた対応を行ってきたところであるが、依然として各ガイドラインに沿った評価が行われていない等の課題が見られ、施策目的である「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進」を達成しているとは言えないことから、引き続き取り組む必要がある。</li> <li>・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。</li> <li>・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成しており、令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。</li> </ul>							
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>【行政評価局調査】          ＜施策目標＞各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること          当該施策目標については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、その他改善措置率に係る指標等については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、全ての年度において目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標②のうち、「②コンパクト調査の実施期間」、「③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間」については、コンパクト調査及び機動的な調査を必要に応じて実施した。また、「④その他業務改革の実施状況」については、従来の形式(勧告、通知等)にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめ時期の柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえ、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行い、行政評価局レポートとして取りまとめた。一方で、「①従来型の全国計画調査の実施期間」については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかった。これは、勧告内容等の質を高めるため、関係データ・事例の整理・確認等を精査したことに伴うものである。今後はより適正な調査の進行管理に努めていきたい。</li> </ul> <p>【政策評価の推進】          ＜施策目標＞政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標管理型政策評価については、平成30年度から実証的共同研究を実施し、2年間で7テーマを扱った。当該研究により、個別の政策の改善を図ることが可能となるとともに、政策効果等の把握、ロジックモデルの活用等、政策改善・評価を行う上での気付きを得るなど、政策評価の質の向上に資する成果をあげることができた。</li> <li>・他方、実証的共同研究の効果を最大限に高めるためには、より多くの知見の蓄積や、本研究に関与した行政機関以外の者に対しても研究成果を還元していく取組の必要性など課題も明らかになっており、これらを改善し、より有効性を高める研究を実施していく必要がある。</li> <li>・規制評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、優良事例の横展開、諸外国の事例紹介等を行い、政策評価の質の向上を促す取組を行ってきた。しかし、遵守費用の定量化が不十分な例が多く見られる(遵守費用の定量化率は2割以下)など、改善が見られない。このため、課題を的確に把握し、その改善方策を検討するため、令和元年度から検討を開始した。</li> <li>・公共事業評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、地方公共団体の取組を把握し、議論の参考にするなど、政策評価の質の向上を促してきた。各府省の政策評価の取組は、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないものなど、依然として改善を要する評価書が見られるが、点検活動における総務省の指摘を踏まえ、各府省においてマニュアルの改善が図られる等、着実に政策評価の質の向上に向けた取組が行われている。</li> </ul> <p>【行政相談】          ＜施策目標＞行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること          当該施策目標については、各測定指標(4及び⑤)が、目標を達成していないものの目標に近い実績を示していることから、相当程度進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。</li> <li>・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成した。令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。</li> </ul> <p>測定指標4について、目標を達成できなかった要因としては、①災害時も含め、総務省以外の他機関における各種相談窓口の多様化・細分化が進化したことによる相談先の分散化、②情報化社会の進展による照会案件のネットなどを活用した解決など、総務省の「行政相談」をめぐる外部環境が構造的に変化していることが考えられる。また、測定指標⑤について、令和元年度に目標を達成できなかった要因としては、あっせんの対象となった案件中、各府省において対応に時間を要する案件の件数が他の年度に比して、相対的に多かったことが考えられる。</p>								
評価結果									

次期目標等への反映の方向性	<p>【行政評価局調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行った勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、全国規模の調査に基づく勧告等について、引き続き、フォローアップ時点での改善措置率を指標とする。</li> <li>なお、従前、勧告等の半年後に1回目、1年半後に2回目のフォローアップを行っていたところであるが、令和2年度から、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。</li> <li>・従前、行政評価局調査の実施状況を図る指標として「業務改革による行政評価局調査の効果的な実施」を設定していたところであるが、「総務省政策評価に関する有識者会議」の有識者の御意見を踏まえ、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる「テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法（コンパクト調査又は機動的な調査）により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか」を指標として設定。</li> </ul> <p>【政策評価の推進】</p> <p>設定した施策の達成目標「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること」は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の目的であり、政策評価制度を所管する本省として、引き続き、当該目標が達成されるよう、適切な施策手段を検討・実施し、必要に応じて改善していかねばならない。</p> <p>測定指標③について、上記目標を達成するためには、各行政機関の特性を踏まえつつ適切に課題を認識し、これを踏まえた効果的な施策手段を講じ、状況に応じて改善していく必要があることから、引き続き、課題の把握と対応状況を測定指標として設定する。</p> <p>なお、令和2年3月下旬以降、急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対する各行政機関の対応を踏まえつつ、政策評価制度を所管する総務省として、評価書の提出期限の後ろ倒し等、必要な措置を講じていく必要がある。</p> <p>※令和2年5月19日、各府省政策評価担当官に対して、目標管理型の政策評価及び租税特別措置等に係る政策評価の評価書の提出期限の後ろ倒しを通知</p> <p>【行政相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標4については、行政相談委員との協働を充実させる等して行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが、制度の機能を発揮させる上で不可欠であることから、これらの活動の成果を測定するものとして、引き続き、「行政相談の総受付件数」を測定指標として設定し、過去の実績と次期中期目標期間の推計値（ピーク時以降のトレンド（平成4年度：233,334件⇒令和元年度：163,689件）で試算すると、次の3年間（令和2～4年度）の総受付件数は、162,192～167,207と推計される。）を踏まえ、目標値を「16.5万件以上を維持すること」としたい。</li> <li>・測定指標5については、受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を行い、その解決を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に反映させることが行政相談制度の目的であることから、引き続き「苦情あっせん解決率」を測定指標として設定し、過去の実績が既に高い水準を達成していることを踏まえ、目標値を「95%以上を維持すること」としたい。</li> </ul>			
	<p>（令和3年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>令和3年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td>実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。</td> </tr> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>-</td> </tr> </table>	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。			
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-			

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省政策評価に関する有識者会議の有識者から、評価の記述等について御意見をいただき、指標①に算出式を追記、指標②の実績欄を修正、次期目標等への反映の方向性欄において新型コロナウイルス感染症に係る記載を追記するなど評価書に反映させるとともに、次期事前分析表では、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる測定指標に修正した。</li> </ul>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の行政評価局調査の結果（<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html</a>）</li> <li>・政策評価ポータルサイト（<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html</a>）</li> <li>・政策評価審議会の取りまとめ結果（<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html</a>）</li> <li>・各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）（<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html</a>）</li> <li>・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究（<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html</a>）</li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 砂山 裕	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 施策目標「各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること」の指標②の平成29年度実績欄の③について、コンパクト調査及び機動的な調査を実施するかどうかはその時の社会情勢や局内の調査リソースを総合的に判断して行うものであり、必ずしも実施しなければならないものではないため、記載を修正した。



主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-④)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策4:地域振興(地域力創造)			分野	地方行財政	
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]: 地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	4,098	3,300	2,993	2,523
		補正予算(b)	0	0	105	0
		繰越し等(c)	831	915	△380	
		合計(a+b+c)	4,928	4,216	2,718	
執行額		2,717	2,301	2,119		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society5.0時代の実現 (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足の対応 3. 地方創生の推進 (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4) 地方分権改革の推進等 (5) 対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3) 外国人材の受入れとその環境整備 (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5) 資源・エネルギー、環境対策  第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革 (2) 主要分野ごとの改革の取組
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

<p>未来投資戦略2017</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築</p> <p>1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上  地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。  事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。  域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。</p> <p>iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化  ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。</p>
<p>未来投資戦略2018</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備</p> <p>1. 基盤システム・技術への投資促進</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iii) 新たな技術・ビジネスへの対応</p> <p>③ シェアリングエコノミーの促進</p> <p>・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組事例への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。</p>
<p>成長戦略フォローアップ</p>	<p>令和元年6月21日</p>	<p>I. Society5.0の実現</p> <p>1. デジタル市場のルール整備</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) データ流通の促進</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 個人、法人による手続の自動化</p> <p>ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>7. 脱炭素社会の実現を目指して</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iv) エネルギー分野での取組</p> <p>Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>3. 人口急減地域の活性化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p>
<p>ニッポン一億総活躍プラン</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(11) 地方創生  地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産をいかしながら進めていくことが重要である。  「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。</p>

まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年6月9日	<p>Ⅲ.各分野の施策の推進</p> <p>4.時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりに関する地域連携の推進</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p>&lt;具体的取組&gt;</p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする(平成29年4月1日現在:118圏域)。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)	平成29年12月22日	<p>アクションプラン(個別施策工程表)</p> <p>(2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>●短期・中長期の工程表</p> <p>2020年KPI(成果目標)</p> <p>○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インバウンド波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。</p> <p>また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針 2018	平成30年6月15日	<p>Ⅱ.地方創生の基本方針</p> <p>1.ライフステージに応じた地方創生の充実・強化</p> <p>2.「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行</p> <p>(1)若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化</p> <p>(2)女性・高齢者等の活躍による新規就業者掘り起こし(6年間で24万人)</p> <p>(3)地方における外国人材の活用</p> <p>(4)国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信</p> <p>Ⅲ.各分野の施策推進</p> <p>1.わくわく地方生活実現政策パッケージ</p> <p>(1)UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で万人)</p> <p>(2)女性・高齢者等の活躍による新規就業者掘り起こし(6年間で24万人)</p> <p>(3)地方における外国人材の活用</p> <p>(4)地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人)</p> <p>(5)子供の農山漁村体験の充実</p>
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)	平成30年12月21日	<p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(2)地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(オ)地方移住の促進</p> <p>①地方移住希望者への支援体制</p> <p>②地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」、「二地域居住」の本格推進)</p> <p>③移住・定住施策の好事例の横展開</p> <p>④「生涯活躍のまち」の推進</p> <p>⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>⑥地域の多様な関わりの創出</p> <p>⑦地方生活の魅力の発信</p> <p>⑧UIJターンによる起業・就業者創出</p>

	<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019</p>	<p>令和元年6月21日</p>	<p>II 第2期に向けての基本的な考え方  3. 第2期における新たな視点  (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>III 各分野の当面の主要な取組  2. 地方への新しいひとの流れをつくる  (4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>V. 各分野の施策の推進  1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす  (2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築  2. 地方への新しいひとの流れをつくる  (4) 地方移住の推進  (5) 「関係人口」の創出・拡大  (6) 子供の農山漁村体験の充実  (7) 地域おこし協力隊の拡充  3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる  (5) 多文化共生の地域づくり  4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する  (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり  (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用  (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進  (5) まちづくりにおける地域連携の推進  (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
	<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2020</p>	<p>令和2年7月17日</p>	<p>第2章 政策の方向  II 経済活動の回復～地域経済の立て直し～  1. 地域経済・生活の再興  (2) 交流、賑わいの再活性化  2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正  (2) 地方への移住・定着の推進  (3) 地域とのつながりの構築</p> <p>第3章 各分野の政策の推進  1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする  (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現  2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる  (1) 地方への移住・定着の推進  (2) 関係人口の創出・拡大  4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる  (1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	① 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果及び雇用創出効果<アウトカム指標>  ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したもの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用人員費の割合を示したもの。「地元雇用人員費(融資期間分)/補助額」で算出。	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.9倍 (平成26年度から平成28年度までの累積) 【平成28年度】	26年度から28年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.15倍、地元雇用創出効果4.93倍)	27年度から29年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.34倍、地元雇用創出効果5.49倍)	28年度から30年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.62倍、地元雇用創出効果4.74倍)	直近3年度の投資効果及び地元雇用創出効果以上 【令和元年度】	イ
				投資効果:2.67倍 地元雇用創出効果:5.98倍	投資効果:2.57倍 地元雇用創出効果:3.86倍	投資効果:2.69倍 地元雇用創出効果:4.84倍		
投資効果は目標を達成した。地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。								
エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトプット指標>	4団体 【平成29年度】	4団体以上	4団体以上	4団体以上	4団体以上 【令和元年度】	イ
				4団体	3団体	8団体		

過疎地域の自立促進に係る措置を実施	3	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 ＜アウトカム指標＞	-0.62%以上 (平成20~22年度の平均) 【平成22年度】	-0.62%以上	-0.62%以上	-0.62%以上	-0.62%以上 【令和2年度】	-
				-0.56%	-0.57%	-0.60%		
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】 ※定住自立圏：中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。	79圏域 【平成26年度】	140圏域			140圏域 【令和6年度】	-
				121圏域	123圏域	127圏域		
子ども地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞ ※「(該年度の参加児童数) / (該年度の学校基本調査における児童数) × 100」で算出	0.93% (平成26~28年度の平均) 【平成28年度】	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上 【令和元年度】	イ
			0.96% 62,375人 / 6,448,658人(小学生)	0.95% 60,903人 / 6,427,867人(小学生)	0.99% 94,719人 / 9,586,687人(小学生・中学生) ※R1から参加児童数(特別交付税措置ベース)に中学生を追加			
地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトプット指標＞	3,978人 【平成28年度】	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			8,000人以上 【令和6年度】	-
				4,830人	5,530人	5,503人		
中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を実施	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞ ※中心市街地活性化ソフト事業：市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。	654件 (平成27~28年度の平均) 【平成28年度】	654件以上	654件以上	654件以上	654件以上 【令和元年度】	ハ
				631件	618件	617件		

多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数 4,952人 (平成28年7月1日現在、 新規1,946人、再任用3,006人) 【平成28年度】	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 【令和元年度】	イ
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%(平成29年4月1日現在) 【平成28年度】 ※「(プランを策定している外国人率2%以上の市の数)/(外国人率2%以上の市の数)×100」で算出。	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 【令和元年度】	イ

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(※4) 目標達成度合いの測定結果	(判断根拠) 測定指標1は「政策の分析」欄に記載のとおり、投資効果は目標を達成したが、地元雇用創出効果については、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。 測定指標2、5は目標達成を示した。 測定指標7は「政策の分析」欄に記載のとおり、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と評価した。 測定指標3、4は目標年度には達していないが、目標達成に向けて着実に進捗しているところ。 測定指標6は、目標年度に達していないが、「政策の分析」欄に記載のとおり、引き続き目標達成に向けて取り組むこととしたい。 測定指標8は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、全ての年度において目標達成を示した。 全体の達成状況を踏まえ、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、毎年度地域経済好循環拡大会議で全国をブロックごとに訪問するなど、地方公共団体や金融機関へ事業をPRすることにより、創業支援ニーズの掘り起こしに努めるとともに、地域課題の解決に効果的な事例を紹介することなどにより、投資効果は目標を上回ることができた。一方、地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。なお、補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは、地域の主体性を高める観点から地方負担が導入されたため、「国費+地方費」で算出している。</li> <li>・測定指標2については、平成30年度には目標を一時的に下回ったものの、関係省庁タスクフォースや民間事業者等と連携しながら周知活動を行うことで令和元年度には目標の2倍の実績を挙げた。また、地域力創造グループに「事業化ワンストップ相談窓口」を開設し、関係省庁タスクフォースによる支援措置の活用などの相談を随時受け付けることで事業化まで見据えた実効性のある支援を行った。</li> </ul>
		<p>&lt;施策目標&gt;過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3については、目標年度は令和2年度であるが、過疎地域等自立活性化推進交付金等を活用し、過疎対策に取り組む市町村等を支援したことによって、平成29年度及び平成30年度の実績は同年度の目標を達成している。令和元年度の実績についても、測定に用いるデータが公表され次第、検証することとする。</li> <li>・測定指標4については、目標年度は令和6年度であるが、定住自立圏構想推進セミナー(令和元年度は岐阜市・新潟市で実施)等での取組事例の情報提供等の結果、平成30年度から4圏域増加し、令和元年度末には127圏域となった。引き続き、定住自立圏構想推進セミナーでの取組事例の周知や自治体からの相談等に対する丁寧な対応を通じて、新たな圏域形成の促進に取り組むこととする。</li> <li>・測定指標5については、「交流モデル事業(6団体)」、「計画策定モデル事業(2団体)」、「子ども農山交流プロジェクトセミナー(全国3カ所、約120名参加)」及び「子供都市・農山漁村交流体験活動」による地域づくり研修(1回、一泊二日、約20名参加)等を実施することにより、特に小学生の参加者が着実に増加し、目標を達成できた。</li> <li>・測定指標6については、地方公共団体に対する制度周知(全国10カ所で開催)のほか、「地域おこし協力隊全国サミット(参加者約1,000名)」の開催等により広く制度をアピールすることによって、平成29年度(4,830人)及び平成30年度(5,530人)と隊員の数が順調に増加したが、令和元年度は、隊員募集数(H30:2,830、R1:2,884)に対しての任用等決定数(H30:1,738、R1:1,652)が減少したこと等により、前年度比27名減の5,503人となった。任用決定については、個々の自治体が判断することであり、様々な要因があり得る。そのため断定的なことを申し上げるのは極めて困難であるが、隊員の受入数が前年度から大きく減少した自治体などにその理由を伺ったところ、「募集団体が増えたことに伴い、自団体への応募が減った又は無かった」、「応募があっても、応募者と地域側の考えをマッチできず十分な採用が出来なかった」などの声があった。引き続き、マッチング機会の充実を含めた隊員数の拡充に取り組むこととする。</li> <li>・測定指標7については、目標に届かなかった。原因としては、中心市街地活性化制度自体の活用が全国の市のうち2割程度にとどまっていることが考えられるが、その理由として、本制度が多様な地域で活用できることや多様な支援策の活用方策が十分に市町村に認識されていないことなどが考えられることから、今後は、単なる制度周知にとどまらない、より市町村に寄り添った周知・支援が必要である。総務省としては、制度を主管する内閣府と連携しながら、制度が一層効果的に活用されるよう、自治体からの相談等に対する丁寧な対応や、令和2年3月に策定された「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、市町村のニーズを踏まえ、計画検討段階から効果的な制度の活用を助言するハンズオン支援の強化等に取り組むこととする。</li> </ul>
		<p>&lt;施策目標&gt;多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標8については、インバウンドの増加や新学習指導要領の実施といった近年の状況を踏まえ、外務省や文部科学省とともにJETプログラムのより一層の活用を促す通知を发出しているほか、各種会議において活用促進に係る資料を配付し積極的な活用の検討をお願いしており、結果として平成29年から毎年、前年度を上回る人数を招致し、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標9については、日本国内で在留外国人の数が増加し続けている中、各種会議や研究会等において多文化共生推進に係る指針・計画の必要性をアピールするとともに、自治体に対して多文化共生アドバイザー制度等を通じ支援を行うことで策定率が向上している。なお、未策定団体へのフォローとしては、上記のとおり各種会議や研究会等において指針・計画の必要性をアピールするとともに、多文化共生アドバイザー制度等を通じ支援を行っている。</li> </ul>



次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1のうち、投資効果については、目標を達成しているため、会議などの場で地方公共団体や金融機関へ事業をPRすることにより、創業支援ニーズの掘り起こしに努めるとともに、地域課題の解決に効果的な事例を紹介することなどにより、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。なお、地元雇用創出効果については「政策の分析」欄に記載のとおり、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、事業開始後複数年の実績が必要であることから、当該効果は参考指標とする。地域経済循環創造事業の成果を検証することは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、測定指標を今後検討していくこととする。</li> <li>・測定指標2については、目標を達成しているため、関係省庁タスクフォースや民間事業者等とも連携しながら周知活動を行う等、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</li> <li>・測定指標3は、過疎地域は人口減少と高齢化が著しいため、過疎地域に人を呼び込む取組みと共に、過疎地域における定住を促進することが重要であることから、現行過疎法の期限である令和2年度末に向けて引き続き過疎対策に取り組むこととする。</li> <li>・測定指標4は、順調に圏域数が増加傾向にあることから、目標達成に向け、引き続き、定住自立圏構想推進セミナーや事例集の公表等での取組事例の周知や自治体からの相談等に対する丁寧な対応などを通じて、効果的・効率的な業務運営を行うこととする。</li> <li>・測定指標5は、評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。「交流モデル事業」及び「交流計画策定支援事業」を推進することにより、全国の地方公共団体への普及、横展開によって、本取組を推進することにより、引き続き、全国児童数の増加に努めたい。</li> <li>・測定指標6は、令和6年度までの目標値8,000人に向けて、一層、隊員募集数の拡大、隊員のなり手の確保及び事前マッチング機会の充実に取り組むこととする。</li> <li>・測定指標7は、令和2年3月に「中心市街地活性化促進プログラム」(中心市街地活性化本部決定)が策定されたところであり、中心市街地活性化制度に取り組む地方公共団体を支援するために、中心市街地活性化ソフト事業についても、少なくとも毎年654件以上の実施件数を目標として引き続き取り組んでいく。</li> <li>・測定指標8について、招致人数は年々増加を続けているため、引き続き自治体国際化協会や外務省などと協力し、広報や海外青年等への周知を積極的に行い、さらなる人数の増加に向け取り組むこととする。</li> <li>・測定指標9については、目標を達成しているため、引き続き指針・計画の必要性をアピールし、令和2年度中に行う「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を機に、さらなる策定率の向上に向け取り組むこととする。</li> </ul>
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)
	I 予算の拡大・拡充
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。</li> <li>・定住自立圏構想の推進については、定住自立圏構想推進セミナーの開催による事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。</li> <li>・都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。</li> <li>・地域おこし協力隊の推進については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。</li> <li>・過疎地域等自立活性化推進交付金(名称変更を予定)については、現行過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策に取り組むこと及び新型コロナウイルス感染症を見据えた変革を一気に進める必要があることから、増額要求を行う。</li> </ul>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	令和2年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、行政経営コンサルタントの田淵先生、明治大学の西出先生から御意見を頂き、測定指標6の目標への進捗状況について政策の分析欄に詳細を記述、測定指標7の未達成要因の分析や今後の課題について政策の分析欄に詳細を記述する等、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省(地域力の創造・地方の再生)ホームページ(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html</a>)</li> <li>・総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html</a>)</li> <li>・文部科学省 学校基本調査(<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 足達 雅英	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	--	--------	-------------------	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。
- ※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑥)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築		分野	地方行財政		
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。 そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	39	34	55	37
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	39	34	55	0
執行額	30	29	44			

政策に係る内閣 の重要政策(施政方針 演説等のうち主要な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成31年度税制改正の大綱	平成30年12月21日	消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行う。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
			平成29年度	平成30年度	令和元年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1 国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算) 【平成28年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。			地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 【令和元年度】	□
		② 歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算) 【平成28年度】	国:地方 = 60.5:39.5 (平成28年度決算)	国:地方 = 61.5:38.5 (平成29年度決算)	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 【令和元年度】	イ
		3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算) 【平成28年度】	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.4倍 (平成28年度決算)	最大値/最小値 2.3倍 (平成29年度決算)	最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。 【令和元年度】

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度の改革	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 ＜アウトプット指標＞	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 36項目 (平成29年度税制改正による導入数 13項目) 【平成28年度】	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。			地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 【令和元年度】	イ
		⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し ＜アウトプット指標＞	74項目を見直し (うち10項目を廃止・縮減) (平成29年度税制改正) 【平成28年度】	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成30年度税制改正による導入数2項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成31年度税制改正による導入数0項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 (令和2年度税制改正による導入数1項目)		
				55項目を見直し (うち20項目を廃止・縮減) (平成30年度税制改正)	80項目を見直し (うち3項目を廃止・縮減) (平成31年度税制改正)	67項目を見直し (うち23項目を廃止・縮減) (令和2年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 【令和元年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標2及び5は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標2及び5については、目標を達成した。その他の指標1、3及び4については、目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p>＜施策目標＞「地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定目標1、2及び3に該当)</p> <p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」について、令和元年度の実績値では地方が38.3%と平成28年度の基準値(39.0%)に比べ0.7ポイント低下している。これは平成28年度から平成30年度にかけての収収の増加幅が、国税の所得税より地方税の個人住民税の方が小さいことが主な要因であり、個人住民税では比例税率を採用していること、金融所得課税に係る税率が所得税(15%)より個人住民税(5%)は低いことにより、所得の伸びに対する収収の増加が相対的に小さいことによる。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」について、令和元年度の実績値では40.2%と平成28年度の基準値(38.4%)と比べ1.8ポイント増加している。これまで、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)、地方消費税の充実などに取り組んできたところであり、今後とも地方税の充実確保に努めてまいりたい。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり収収額の最大値と最小値の比較」について、令和元年度の実績値では2.3倍と平成28年度の基準値(2.5倍)と比べ税源の偏在性が小さくなっている。これは、平成30年度税制改正において地方消費税の収収を最終消費地により適切に帰属させる観点から清算基準の見直しを行ったことにより、結果として、税源の偏在性が小さくなったことによる。また、令和2年度以降、地方消費税の税率引上げ、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大や、平成31年度税制改正において創設した特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の効果が発現することにより、税源の偏在性がさらに小さくなることが期待される。</p> <p>＜施策目標＞「住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること」(測定目標4及び5に該当)</p> <p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正で導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入数について、令和2年度税制改正においては累計で39項目と平成28年度の基準値(36項目)と比べ拡充が進んでいるものといえる。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し」については、令和2年度税制改正においては、既存の67項目について見直しを行った結果、23項目を廃止・縮減することとした。住民自治の確立に向けた地方税制度改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>
	次期目標等への反映の方向性		<p>・測定指標1、2及び3について、引き続き、税源の偏在性が小さく収収が安定的な地方税体系の構築に努めることとする。</p> <p>・測定指標4及び5について、引き続き、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>・法定外税をはじめとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、「法定外税や超過課税の導入団体及び件数」を次期測定指標として設定。(新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと同じ指標として設定) (令和3年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	引き続き、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系を構築し、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行うため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	特になし。	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和2年3月及び7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、評価書の記述について御意見を頂いた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	政府税制調査会 ( <a href="https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/index.html">https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/index.html</a> ) 税制改正(地方税) ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html</a> )
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 寺崎 秀俊	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	---------------	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 「地方税」とは、地方税法(昭和25年第226号)第1条第4号に規定する地方税をいう。

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑬)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施				分野	情報通信(ICT政策)
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	62,006	59,617	74,731	73,624
		補正予算(b)	428	△ 195	3,066	53,285
		繰越し等(c)	△ 5,695	△ 2,312	△ 2,554	
		合計(a+b+c)	56,739	57,111	75,243	
執行額		48,972	50,452	64,265		

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 等
	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	3. デジタル市場への対応 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 等

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
電波監視の確実な実施	①	重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100% 【平成28年度】	100% (522件/522件)	100% (412件/412件)	100% (461件/461件)	100% (重要無線通信妨害の申告のうち措置した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ※措置とは、申告を受け、確認、検知調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。 【令和元年度】	イ
総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトカム指標>	99.959% 【平成28年度】	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保			無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保 (各機能ごとの年間のシステム稼働時間率の平均) 【令和元年度】	イ
				99.99% ((99.991+99.998+99.997)/3)	99.99% ((99.985+100.000+99.997)/3)	99.98% ((99.93+100.00+100.00)/3)		

不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	無線局の電子申請に関する周知・啓発活動を実施	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 ＜アウトカム指標＞	74.6% 【平成28年度】	個人:50%以上 法人:80%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	個人:52.2% 法人:87.6% (個人:48,782件/93,445件、法人: 98,960件/112,919件)	個人:54.7% 法人:87.9% (個人:47,515件/86,900件、法人: 75,830件/86,288件)	個人:58.5% 法人:81.0% (個人:50,483件/86,227件、法人: 39,064件/48,252件)	個人:50%以上 法人:80%以上 (平成29年度～令和元年度の平均) (免許・再免許の電子申請件数/免 許・再免許の申請件数) 【令和元年度】	イ
	電波が人体等と与える影響を解明するための調査を実施	4	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 ＜アウトプット指標＞	7.6 (最大10.0) 【平成28年度】	7.8以上	7.8以上	7.8以上	7.8以上	7.8以上 (最大10.0) 【令和元年度】	ロ
	高精度な周波数の提供	5	標準周波数 <sup>※1</sup> の精度(周波数標準値に対する偏差 <sup>※2</sup> ) ＜アウトプット指標＞	1.0×10 <sup>-13</sup> (10兆分の1)以内 【平成28年度】	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆分の1)以内	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆分の1)以内	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆分の1)以内	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆分の1)以内	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆分の1)以内 【令和元年度】	イ
	電波の安全性に関する理解向上のための説明会等の周知活動を実施	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で20回 開催 【平成28年度】	各地方局で1回以上かつ全国で30回 以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回 以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回 以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回 以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回 以上開催 【令和元年度】	イ
	電波の適正利用に関する理解向上のための周知活動を実施	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	4,471件 【平成28年度】	4,500件以上	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上 【令和元年度】	イ
	IoTユーザの基本知識の要件(スキルセット)の策定や講習会等の実施	8	IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	60%	60%	80%	80% (講習会等のアンケートにおいて「IoT機器に係る電波の適正利用について知解した」と回答した受講者/講習会等のアンケートに回答した受講者) 【令和元年度】	イ	
	医療・救護活動等に携わる人材への研修・訓練等による周知啓発の実施	9	医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	60%	60%	60%	60% (研修・訓練等のアンケートにおいて「医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解した」と回答した受講者/研修・訓練等のアンケートに回答した受講者) 【令和元年度】	イ	
					76% (211人/278人)	83% (197人/238人)	78% (187人/239人)			

無線LANの情報セキュリティに関する周知・啓発等の実施	10	総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数 ＜アウトカム指標＞	14,140回 【平成28年度】	14,500回以上	14,750回以上	15,000回以上	15,000回以上 【令和元年度】	イ
				20,558回	36,748回	34,399回		
電波資源拡大のための研究開発を実施	⑪	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: 21.1(最大30.0) 【平成28年度】	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0) 【令和元年度】	ロ
				課題設定型: 3.7 課題提案型: 21.1	課題設定型: 3.8 課題提案型: 20.2	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7		
周波数逼迫対策技術試験事務を実施	12	周波数逼迫対策技術試験事務における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.0(最大5.0) 【平成28年度】	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
				課題設定型: 3.9	課題設定型: 3.6	課題設定型: 3.7		
高度な周波数共用を実現するための研究開発及び調査検討の実施	13	外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	外部専門家による評価点数の平均 4.0(最大5.0) 【平成28年度】	-	-	3.5以上 (最大5.0)	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
				-	-	3.6		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	14	電波を有効利用する技術について国際標準化するための連絡調整事務を実施 国際標準化連絡調整事務における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	4.2(最大5.0) 【平成28年度】	3.5以上 4.2	3.5以上 3.9	3.5以上 3.9	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
	15	電波を有効に利用する技術について周波数の国際協調利用を促進する事業を実施 周波数の国際協調利用促進のための事業実施状況等における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	-	3.5以上 3.9	3.5以上 4.2	3.5以上 3.8	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
	16	携帯電話サービスのエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く) <アウトカム指標>	1.4万人 【平成28年度】	1万人未満 1.3万人 1.1万人 0.7万人			1万人未満 【令和元年度】	イ
	17	FM補完中継局の整備によりFM補完放送の聴取が可能となると推計される世帯数に占める、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合 <アウトカム指標>	80.5% 【平成28年度】	87.8% 92.3% (36百万世帯/39百万世帯)	100% 100% (39百万世帯/39百万世帯)	100% 100% (39百万世帯/39百万世帯)	100% (当該年度までにFM補完放送の聴取が可能となる世帯数/39百万世帯(基準年度においてFM補完放送の聴取が可能となる世帯数)) 【令和元年度】	イ
	18	4K・8K普及促進等のため、衛星放送受信環境の整備を支援 中間周波数の漏洩対策済機器の出荷台数 <アウトカム指標>	-	- -	100万台 259万台	300万台 298万台	300万台 【令和元年度】	ロ
	19	防災等に資するWi-Fi環境の整備を推進 防災拠点等におけるWi-Fi環境整備済箇所数 <アウトカム指標>	約1.4万箇所 【平成28年度】	約2万箇所 約2.1万箇所	約2.5万箇所 約2.4万箇所	約3万箇所 約2.6万箇所	約3万箇所 【令和元年度】	ハ
	20	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進 光ファイバ未整備世帯の減少 <アウトカム指標>	約114万世帯 【平成28年度】	- -	- -	約66万世帯 ●万世帯 (令和3年2月頃公表予定)	約66万世帯 【令和元年度】	-



	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>指標①、②、⑪は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えているところ、①、②は目標達成することができた。⑪は一部目標に届かないところがあったものの、おおむね目標に近い実績を示している。</p> <p>指標3、5～10、12～17は目標を達成している。指標4、18については目標に到達していないものの、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。</p> <p>指標19については、目標を達成できなかったが、着実な進捗が認められる。</p> <p>指標20については、現時点では達成・未達成の評価を行っていないが、着実な進捗が認められる。</p> <p>全体としては、電波利用共益事務を確実に実施し、電波の適正な利用の確保が図られており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	評価結果	<p>&lt;施策目標&gt; 不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <p>測定指標①については、重要無線通信妨害事案の発生時の迅速な対応を確保するため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、地方総合通信局等における迅速な出動体制を確保することなどにより、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標②については、ユーザがシステムを利用できない時間を短くするための仕組みの導入や運用上の取組強化により、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標3については、関連イベントへの出展等による広報活動やインターネット上における周知・誘引活動の推進等により、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標4については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために、外部専門家による評価を行っているところではあるが、一部の研究開発において進捗に問題が認められたこと等により目標を達成することができなかった。その理由として、妊産婦に対する電磁波の影響評価を疫学的に行うものであったところ、当該研究機関における倫理審査に時間を要したことが挙げられる。なお、全体としての評価の平均値は、「5段階で上位から2番目の「優れている」に該当している。</p> <p>測定指標5については、情報通信研究機構による高精度な標準電波の発射を行う体制を確保することにより、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標6については、平成29年度より医療関係者のニーズに応える形で説明会開催の回数が増加していることから、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標7については、目標を達成することができた。達成できた要因として、ホームページへの相談件数が昨年度と比較して大幅に上昇(31件→54件)したことが挙げられる。</p> <p>測定指標8については、講習形態や受講者属性等を踏まえた講習を実施することにより、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標9については、研修・訓練等の着実な実施による理解度の向上を図り、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標10については、動画コンテンツ等による周知啓発を積極的に実施したことにより、目標を上回ることができた。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <p>測定指標⑪(課題設定型)については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標⑫(課題提案型)については、目標を達成することはできなかった。これは、新型コロナウイルス感染防止による学校封鎖や技術検診などの遅れにより、期間内に成果が得られなかったものが見受けられ、外部有識者による評価点が低くなった結果、平均としてやや目標には届かなかった。</p> <p>測定指標12については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標13については、令和元年度は概ね計画どおりの成果が得られており令和2年度の計画も適切である。短期間で成果が求められることから、研究開発と調査実証の連携を踏まえた綿密な計画のもと目標達成に向けた取組を期待する旨の外部専門家からの評価を得ている。</p> <p>測定指標14については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標15については、外部専門家による評価を踏まえ、評価結果を適切にフィードバックすることで、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標16については、携帯電話等エリア整備事業の活用等により、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標17については、民放ラジオ難聴解消支援事業の活用等により、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標18については、本補助事業を通じた漏洩対策の必要性に係る周知啓発等の取組から波及した民間企業による出荷台数の実績であり、漏洩対策済機器の出荷台数は当初目標をほぼ達成していると考えられる。なお、当初目標に若干届かなかった要因としては、年明けからの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国内の工事全般が停滞したことにより、結果として改修工事に必要な機器の出荷台数も鈍化したことが考えられる。</p> <p>測定指標19については、目標に届かなかった。原因として、整備主体である地方公共団体への調査によれば、自治体内における担当課等との調整、光回線等の施設整備の遅れ、昨今の災害等を踏まえた整備計画の見直し等により、整備意向はあるものの、整備が遅れていることが考えられる。これらを踏まえ、事業を2年延長し、令和3年度までの計画延長等の「整備計画」見直しを実施することで、目標の未達部分についてカバーする予定としている。また、引き続き説明会等を通じた優良事例等の紹介を行う等により整備の推進を図っていくこととする。</p> <p>測定指標20については、令和元年度の実績値が判明していないため、達成、未達成の評価を行っていないが、総務省が毎年実施する光ファイバの整備率調査の最新値(平成30年度末時点)において、光ファイバの未整備世帯数は約66万世帯まで減少したため、目標を上回るペースで整備が進められていると考えられる。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>&lt;施策目標&gt; 不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標1については、目標を達成することができたため、次期事前分析表においてはより困難性の高い指標を設定する。</li> <li>測定指標2については、目標を達成しており、今後も適切なシステム安定運用及び国費執行に努める。</li> <li>測定指標3,5,6,10については、基本目標との関係性に乏しいものであるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>測定指標4については、次期事前分析表において、過去3か年度の平均値に基づく目標値を設定する。</li> <li>測定指標7については、目標を達成することができたため、次期事前分析表においてはアウトカム指標を設定する。</li> <li>測定指標8については、測定指標に紐付く事業が令和2年度で終了するため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>測定指標9については、測定指標に紐付く事業が令和元年度で終了したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt; 電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標11については、引き続き取組を推進していく。なお、各案件の効率性を客観的に判断するため、引き続き外部専門家による評価を実施し、評価結果を踏まえて各案件を実施する。</li> <li>測定指標12,13,14,15については、測定指標11に一本化するため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>測定指標16については、令和2年度以降は道路等の非居住エリアを対象として補助事業を実施するため、これを適切に評価することのできるよう測定指標を変更する。</li> <li>測定指標17については、目標年度における目標を達成したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>測定指標18,19については、基本目標との関係性に乏しいものであるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>測定指標20については、引き続き本事業を適切に実施し、令和2年7月3日に策定された「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」において定めた目標の達成に努める。</li> </ul>	
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	「Society5.0」を支える5Gの普及展開や更なる高度化とともに、2030年頃のBeyond 5Gの実現に向けて、「電波資源拡大のための研究開発」等を拡充する。	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	電波の適正な利用の確保と更なる電波有効利用を図るために必要な機構、定員要求を行うこととしている。特に2021年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けては、より電波の効率的な利用に資するため、必要な体制を構築する予定としている。	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和2年8月、「令和2年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合」における西出委員の御意見を踏まえ、測定指標18について「政策の分析」欄に記述を追加した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電波有効利用成長戦略懇談会 (<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html</a>)</li> <li>○電波利用料制度 (<a href="https://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm">https://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm</a>)</li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 根本 朋生	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	------------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑩)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進				分野	国民生活と安心・安全
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること [中間アウトカム]:一般戦災死没者への追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下、「関係者の労苦」)についての幅広い世代の理解をより一層深める等の対応が適切になされること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	565	562	587	565
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	565	562	587	
執行額		503	511	540		

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一般戦災 死没者の 慰霊事業 等が適切 に行われ ること	① 一般戦災死没者の慰霊事業 等、先の大戦に係る事業を 確実に実施すること  ※事業 ・一般戦災死没者の慰霊事業 (全国戦没者追悼式等に参列 する一般戦災死没者遺族代表 への旅費支給) ・引揚者等特別交付金支給事 務費の交付 ・旧日本赤十字社救護看護婦 等への慰労給付金の支給等 ・埋没不発弾等を対象とした不 発弾等処理交付金の交付	100% (4事業/4事業)  100% (4事業/4事業) 【平成28年度】	100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業) 【令和元年度】	イ	

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の適切な保存・管理、情報提供	2	画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の総合目録の完成 【平成28年度】	基本方針、具体的な公開方法等の検討  所蔵資料に係る情報のうち、公開する項目(名称、年代等)を決定の上、一般公開用の画面のデモを作成し、イメージを決定	関連システムの設計・開発、改修  所蔵資料に係る情報を公開するシステムの設計・開発を実施	一般公開  一般公開を実施	画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開 【令和元年度】	イ
	平和祈念展示資料館における資料等の展示	③	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	52,107名 【平成28年度】	42,000名以上  46,377名	50,000名以上  51,426名	50,000名以上  46,793名	50,000名以上 【令和元年度】	ロ

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1及び2は、目標を達成した。測定指標3は、目標には達していないものの、概ね目標に近い実績を示した。(平成29年度・30年度はそれぞれ「年度ごとの目標」を達成し、令和元年度は外部要因(新型コロナウイルス感染症の感染拡大)の影響を受ける以前の推移を踏まえれば概ね目標に近い実績を示した。)したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること 当該施策目標については、目標を達成した。</p> <p>・測定指標1については、一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業(①一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表への旅費支給)、②引揚者等特別交付金支給事務費の交付、③旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等、④埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付)について、以下のとおり、評価対象期間を通じて、申請・請求があった場合にそれに対応することができたため、目標を達成した。</p> <p>①に関しては、都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給した。【参考：一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数(平成29年度：180人 平成30年度：182人 令和元年度：179人)】</p> <p>②に関しては、引揚者等特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費を交付することができるよう必要な予算を確保した。【参考：執行額(平成29年度：0百万円 平成30年度：0百万円 令和元年度：0百万円)】</p> <p>③に関しては、日本赤十字社が行う旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金支給事業に要する経費、戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業に要する経費及び一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費について補助金を交付した。【参考：執行額(平成29年度：145百万円 平成30年度：140百万円 令和元年度：130百万円)】</p> <p>④に関しては、埋没不発弾等を処理するための探査及び発掘を行う地方公共団体に対して不発弾等処理交付金を交付し、又は請求があった場合に交付することができるよう必要な予算を確保した。【参考：執行額(平成29年度：2.4百万円 平成30年度：0.1百万円 令和元年度：0百万円)】</p>	
	評価結果	<p>＜施策目標＞旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること 当該施策目標については、目標を達成した。</p> <p>・測定指標2については、有識者から意見を聴取しながら、画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開に向けて、公開項目等の検討やシステム整備等の取組を計画的に実施し、令和元年度中(令和2年3月25日)に画像を含む所蔵資料に係る情報を一般公開することができたため、目標を達成した。</p> <p>・測定指標3については、有識者から意見を聴取しながら、企画展の開催、語り部お話し会等の館内イベントの実施及び団体・グループ見学の誘致活動、インターネット・SNSによる情報発信その他各種媒体による広報等の来館促進につながる取組を実施した。</p> <p>これにより、平成29年度・30年度はそれぞれ「年度ごとの目標」を達成することができた(なお、平成29年度の目標はフロア移転に伴う閉館期間を考慮して設定したが、閉館期間外に行った企画展等の取組や積極的な広報等の運営努力により、目標を大きく上ることができた。)。令和元年度は令和2年1月末時点で来館者数が44,072人となっており、年度末までに目標達成を見通すことも可能な状況で推移してきたところ、外部要因(新型コロナウイルス感染症の感染拡大)の影響により、感染拡大防止のための措置として令和2年2月28日から長期の臨時休館及び春休みイベントの中止をしたことにより、2月開館中の来館者数が2,721人となり、前年2月・3月の来館者数(5,946人)と比べて大幅に減少した。その結果、目標には達していないものの、外部要因の影響を受ける以前の推移を踏まえれば概ね目標に近い実績を示した。なお、近年、児童・生徒による団体見学の小規模化(小規模グループによる見学)の傾向が見られることから、次期の目標達成に向けて、こうした傾向を踏まえた教育関係者への誘致活動の強化が必要と考えている。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、目標を達成しており、引き続き一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業を確実に実施することとする。</li> <li>・測定指標2については、目標を達成し、これをもって独立したプロジェクトとしては完了したため、今期をもって終了する。</li> <li>・測定指標3については、所蔵資料の展示等を行う平和祈念展示資料館への来館が、関係者の労苦についての国民の理解を深めることにつながるため、次期も同様の測定指標等を設定する。なお、高齢化・少子化の一層の進展や団体見学の小規模化等の傾向を踏まえると、近年の実績を超える水準を見込むことは容易でなく、次期も目標値は同水準(50,000人以上)とする(なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数が前年度比で大幅に減少している状況であり、今後の収束状況も読めないため、年度ごとの目標は設定しないこととする。)。また、近年の児童・生徒による団体見学の小規模化(小規模グループによる見学)の傾向を踏まえた教育関係者への誘致活動を強化する。</li> <li>・(今後の政策の方向性)引き続き、一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施する。</li> </ul>	
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)	
	III 予算の継続・現状維持	
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること」に関しては、引き続き必要な予算を要求する。このうち、旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給については、支給対象者の減少が見込まれる範囲で減額要求を行う。</li> <li>・「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること」に関しては、平和祈念展示資料館への来館を通じて関係者の労苦についての国民の理解を深めるため、引き続き必要な予算を要求するとともに、特に児童・生徒による団体見学を増やすために、より多くの教育関係者への誘致活動を行うために必要な予算を要求する。</li> </ul>	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和祈念展示資料館の運営については、「平和祈念展示資料館の運営に関するアドバイザーボード」(座長:黒沢文貴 東京女子大学現代教養学部教授)を開催し、有識者からの意見を踏まえて事業内容を逐次改善した。また、同資料館の所蔵資料に係る情報の一般公開については、同資料館において「所蔵資料情報の公開等に関する検討委員会」(座長:杉浦力 元会計検査院長)を開催し、有識者からの意見を踏まえながら取組を進めた。</li> </ul>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	
-------------------------------	--

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 村上 剛一	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	------------	--------	----------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-18)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。</li> <li>統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 公的統計が整備され、それにより精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことができ、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する [中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	22,073	28,098	29,376	97,019
		補正予算(b)	1,536	836	60	0
		繰越し等(c)	△1,347	663	765	
		合計(a+b+c)	22,262	29,597	30,201	
執行額		21,657	28,718	29,107		

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅱ期)	平成26年3月25日	※全般的に関係
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅲ期)	令和2年6月2日	※全般的に関係
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	<b>【本文】</b> 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。 統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>未来投資戦略2017 -Society5.0の実現に向けた改革-</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 II Society 5.0に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ活用基盤の構築 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)公共データのオープン化の推進 ・(中略)官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でのデータのオープン化を推進する。 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)政府横断での行政手続コスト削減の徹底 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。</p> <p>【中短期工程表】 「データ活用基盤の構築」 2017年度以降 ・API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実 ・LODデータの拡充 「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」① 2017年度～2019年度 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p>
	<p>女性活躍加速のための重点方針2018</p>	<p>平成30年6月12日</p>	<p>II あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (9)国際的な協調及び貢献に向けた取組 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の我が国での開催に向けて、必要な準備を進め、フォーラムの実施を通じて、国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。</p>
	<p>男女共同参画白書</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1部 平成30年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進 第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進 (7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。 第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。</p>

	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】</p> <p>○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。</li> <li>・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。</li> <li>・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。</li> </ul> <p>KPI(進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数</p>
	<p>統計改革推進会議最終とりまとめ</p>	<p>平成29年5月19日</p>	<p>※全般的に関係</p>



施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)				目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
基本計画に掲げられた諸施策を着実に実施するため、各府省を構成員とする会議等において各施策に関する検討・情報共有を行う。また、各府省に対して諸施策の進捗状況について毎年度報告を求めるなど、政府部内の進捗管理を実施	①	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	62% (121事項/第Ⅰ期基本計画別表全196事項) 【平成25年度】	40%以上	51%以上		65%以上 (70事項以上/第Ⅱ期基本計画別表全107事項) 【平成30年度】	イ
			令和2年6月2日の変更前の第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画(当初)」という。)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項中0事項) 【平成29年度】	-	-	57%以上 (106事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	71%以上 (132事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	100% (184事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項) 【令和4年度】
		第Ⅲ期基本計画(当初)に基づく諸施策の推進状況			-	-	56.5% (104事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	66.3% (122事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	

<p>統計調査の精度向上等に向けた諸課題について、統計調査の審査・調整を通じ、各府省における着実な取組を推進</p>	<p>基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合</p> <p>【参考(実績数値)】  平成25年度: 87.5% (21件/全24件)  平成26年度: 100% (11件/全11件)  平成27年度: 100% (16件/全16件)  平成28年度: 100% (16件/全16件)  平成29年度: 100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (16件/全16件) 【平成27年度】</p>	<p>100% (16件/全16件)</p>	<p>100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (15件/全17件)</p>	<p>100% (10件/全10件)</p>	<p>100% 【令和元年度】</p>	<p>ハ</p>
<p>上記目標は達成したが、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一斉点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、今後は、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進していくことになったことを踏まえ、「ハ」=「目標を達成しておらず、目標(値)に近い実績も示していない」と判断した。</p>								
<p>国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p>	<p>2 統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する</p> <p>当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合  &lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>【参考(実績数値)】  算出方法: 登録調査員からの任命数(人) / 対象市区町村内における統計調査員の任命数(人)  平成22年度: 15.5% (110,109人/709,380人)  平成23年度: 75.1% (62,318人/82,926人)  平成24年度: 82.1% (62,275人/75,848人)  平成25年度: 65.1% (82,661人/126,908人)  平成26年度: 48.0% (114,837人/239,392人)  平成27年度: 14.3% (94,182人/657,263人)  平成28年度: 69.4% (62,874/90,509人)  平成29年度: 81.0% (63,711/78,675人)  平成30年度: 62.0% (75,087/121,181人)</p>	<p>57.2% (22年度～26年度の平均) 【平成26年度】</p>	<p>58%以上 (24年度～28年度の平均)</p> <p>56% (参考値: 61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (25年度～29年度の平均)</p> <p>56% (参考値: 61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (26年度～30年度の平均)</p> <p>55% (参考値: 60%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均)</p> <p>— (令和元年度分の取りまとめは令和2年末を予定)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均) 【令和元年度】</p>	<p>ロ</p>

<p>国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う</p>	<p>3</p> <p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進</p>	<p>①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施【平成27年度】</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国連持続可能な開発目標(SDGs)に関する指標枠組みをはじめとする国際的なルール策定に参画した。</p> <p>②各国際機関等へのデータの提供をはじめとする照会案件に約260件対応したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。</p> <p>③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催した。今年度は、我が国におけるSDGsの推進状況を的確に把握するため、国内機関(各府省等)と連携し、国連が定めたSDG指標と我が国の公的統計との対応表の整備に着手し</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、ジェンダー統計について、各府省と連携し国際専門家グループへの登録といった取組を行い、平成29年3月の国連統計委員会においてジェンダー統計に関する国際会議(30年11月開催予定)の招致を表明し、29年10月の国際専門家グループ会合において正式に承認された。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約150件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,918名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さ</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に11回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関するワーキンググループ」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合9回のほか、関連するWeb会議に参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。その際、国連統計委員会やジェンダー統計に関する機関専門家グループ(IAEG-GS)では、議長として会合の運営に貢献した。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約310件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,273名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員派遣を引き続き行い、国連への協力を継続した。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握【令和元年度】</p>	<p>イ</p>
--	---	--	--	--	---	---	--	----------

				た。次年度以降は、我が国から国連へのSDG指標に関するデータの報告に向けた体制を構築していく。	らに、国連との調整の結果、国連経済社会局統計部への総務省職員の派遣制度を人的リソースという形で実現することができた。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催(各回ともに、12府省等出席)し、前年度から検討しているSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。その後、各府省等と連携し、SDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。	への職員の派遣を省内公募し、職員を1名派遣し、国連への協力を職員派遣という形で更に拡大した。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成30年12月に同連絡会議に替えて「国際統計に関するワーキンググループ」を設置)を2回開催し、引き続きSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、主に指標の算出を担当する府省の確定が行われ、更に12月のSDGs推進本部幹事会において、指標に関連する政策を所管する部局による指標の作成方法等の確認・確定手順が決定された。	③ わが国におけるSDG指標への対応に関しては、6月のSDGs推進本部幹事会において、指標の作成方法等を決定するとともに、SDGs推進本部に指標の取りまとめ状況を報告した後、8月に日本政府共通のSDGsウェブサイトにおいて、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表した。「国際統計に関するワーキンググループ」を開催し、2020年に行われるSDGグローバル指標の包括的見直しに向けSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。			
オープンデータの活用促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること	データ分析を担う人材を育成するため、MOOC講座等の学習基盤を整備	④	データサイエンス・オンライン講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数:23,800人 【平成27年度】	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:23,900人以上  ※ 平成30年度のEBPM取組において、実例創出の対象政策としてロジックモデルを整理し、施策目標等の見直しを実施。これに伴い、基準年度から平成30年度までの実績と令和元年度の各講座の開講予定数を基に、講座ごとに受講者数の目標値を再設定	受講者数:23,900人以上 【令和元年度】	イ
				37,811人	23,851人	27,503人	36,682人			

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	⑤ 統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標>	99% 【平成27年度】 (182件/184件)	100%	100%	100%	100%	100% 【令和元年度】 (180件/180件)	ハ
			99% (175件/177件)	100% (173件/173件)	99% (175件/176件)	100% (180件/180件)	上記目標は達成したが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(調査員が調査対象を不定期にしか訪問せず、訪問しなかった月には前月の数値を報告するなど)が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「ハ」=「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。		
大規模調査におけるオンライン調査の活用促進	6	平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 <アウトプット指標>	約0.5% (約400万件中約2万件) 【平成23年度】	10%以上 (約400万件中約40万件以上)	/	/	/	10%以上 (約400万件中約40万件以上) 【平成28年度】	イ
			22% (3,400,827件中、749,474件)	22% (3,400,827件中、749,474件)					
統計情報の適時的確な提供	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>  【参考(実績件数)】 平成23年度:512件 平成24年度:786件 平成25年度:864件 平成26年度:980件 平成27年度:1,002件 平成28年度:938件 平成29年度:656件 平成30年度:647件 令和元年度:683件	830件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上 【令和元年度】	ロ
			914件	888件	845件	785件			
統計情報の適時的確な提供	8	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>  【参考(実績件数)】 平成23年度:369件 平成24年度:409件 平成25年度:669件 平成26年度:470件 平成27年度:615件 平成28年度:408件 平成29年度:506件 平成30年度:450件 令和元年度:407件	507件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上 【令和元年度】	ロ
			514件	534件	490件	477件			

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	API機能を利用できる統計調査を増やし、e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑨ 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値	5,382万件 【平成27年度】 6,049万件 【平成29年度】 ※平成29年度のシステム更改を踏まえ、同年度の実績値を基に、平成30年度からの目標値を再設定	5,848万件以上 6,740万件	6,820万件以上 6,049万件 (従前はエラー処理によって実質的に提供できなかった場合についても、件数に包含していたが、平成29年度に実施したシステム更改によって、正常処理の場合のみ、件数として把握するよう改善したため減少した)	6,663万件以上 9,762万件 (うちAPI機能の利用件数: 7,301万件)	7,517万件以上 13,813万件 (うちAPI機能の利用件数: 10,150万件)	7,517万件以上 【令和元年度】 ※API(Application Programming Interface)機能: 手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能	イ
	統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑩ 統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件 【平成26年度】	4,540万件以上 4,045万件	4,720万件以上 3,907万件	4,900万件以上 6,681万件	5,000万件以上 6,505万件	5,000万件以上 【令和元年度】	イ
	公共データの民間開放(オープンデータの推進のため、オープンデータの最高ランク形式であるLOD形式で提供するデータを充実させる	11 LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件 【平成28年度】	17,200件以上 151,566件	225,000件以上 199,923件	315,000件以上 468,938件	409,500件以上 1,941,911件	409,500件以上 【令和元年度】 ※ LOD(Linked open data): メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準拠した形式で整備し、容易なデータ検索及び関係するインターネット上の他のデータとの相互リンクを可能とするデータ	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	測定指標1については、当初想定していた目標は概ね達成したものの、「政策の分析」欄に記載のとおり、不適切統計問題が生じて新たな取組を始めたところであることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と評価した。 測定指標3、4、6、9、10及び11は目標を達成している状況であることから、本施策は目標達成とした。 測定指標5自体は目標を達成している状況であるが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。 測定指標2、7及び8は目標には達していないが、取組として進捗が遅れているものではないため、本施策は「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」とした。 これらの目標達成状況を総合的に考慮した結果、「進展が大きくない」と判断した。

政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p> <p>当該施策目標については、第Ⅱ期・第Ⅲ期基本計画に掲げられた諸施策全体を着実に推進するとともに、具体的な事例として、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進のため、情報セキュリティが確保された環境で調査票情報を用いた集計・分析を行うことができるオンサイト施設を整備(全国12か所)・オンサイト利用可能な統計調査の拡充を図る(54調査)、広範にわたるサービス分野の経済実態を産業横断的に捕捉するため、既存の統計調査を統合・再編し、「経済構造実態調査」を実施(令和元年度)するなどの取組を行った。また、基幹統計調査に係る統計委員会答申において付された「今後の課題」について、統計調査の審査・調整を通じ、その実施を求めることで統計調査の精度向上等に取り組んできている。なお、測定指標1中、「基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合」について、平成30年度の実績が88.2%(15件/17件)となっているが、これは、統計委員会での検討の結果、措置が不十分とされたものがあつたためである。当該案件については、結果精度の向上のため、調査実施者の省内に検討会を立ち上げる等、課題への対応を開始しているところであり、次の統計委員会への諮問までに対応を完了できるよう、総務省としても対応状況を注視している。</p> <p>調査員の確保に関連しては、登録調査員の確保のほか、地方公共団体の統計業務従事職員やベテラン統計調査員(統計調査指導員等)の登録調査員以外から任命された統計調査員に対する丁寧なサポートや支援等、関係府省及び地方公共団体と連携して、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る等の取組を行っているところである。なお、測定指標2は、各年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合(当該年度における登録調査員からの任命数/当該年度における対象市区町村内における統計調査員の任命数。国勢調査を含む。)を5年度分平均して算出するものと設定していたが、参考値として、国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(登録調査員からの任命数(5年度分の合計)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(5年度分の合計)。国勢調査を除く。)を掲載している。これは、他の統計調査と比較して突出して多くの統計調査員を必要とする国勢調査の性質を考慮したものであり、国勢調査を除いた大規模統計調査の実施に際して必要となる統計調査員数を確保するという登録調査員制度の趣旨のもと、本制度の進捗を測る指標として、参考値の方がより実態を適切に反映するものだからである。</p> <p>加えて、各種国際会議及び専門家会合等に参加したほか、我が国におけるSDG指標への対応として、SDG指標の作成方法等を決定し、指標を取りまとめ、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表するなどの取組を行った。</p> <p>このように、当初想定していた目標は概ね達成できたところであるが、他方、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一斉点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、現在、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、当該基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進している。</p>
	<p>&lt;施策目標&gt;オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること</p> <p>将来の経済成長を担う“データサイエンス”力の高い人材育成のための取組として、自らの学びをサポートするウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義「データサイエンス・オンライン講座」を開設している。この下に「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を実施し、これまで社会人を中心として多数の方が受講している状況にある。平成29年度は、新たに公的統計を用いたデータ分析手法に係る講義を中心とした専門的な講義を開講し、基礎的な講座より優先して提供を実施したが、統計データと地図を組み合わせた統計GISや統計APIの活用など専門性が高かったことから、受講者数が目標を若干下回ることとなった。令和元年度は、年間を通じて継続的に3講座の提供(募集期間を含む)を行い、受講機会の拡大を図ったり、広報の回数を前年度より増やす等、講座の周知に取り組んだところ、統計に対する社会的な関心の高まりも受けて受講者の増加につながり、結果的に受講者数が目標を大幅に上回ることとなった。全体の評価としては、おおむね目標値に近い数値となっていること、翌年以降は設定目標を上回っていることから、「目標達成」と判断した。</p>
評価結果	<p>&lt;施策目標&gt;社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p> <p>各種統計調査の適切な実施・公表により、我が国における社会経済情勢を適時的確に把握・提供している。これにより、GDPを推計する際の不可欠なデータや経済波及効果を推計する際の基礎資料となるデータを提供するとともに、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供することができたと言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年経済センサス・活動調査や平成30年住宅・土地統計調査を始めとする各種統計調査をスケジュールどおりに遅滞なく確実に公表するなど、社会経済情勢を適時的確に把握する統計を整備・提供した。</li> <li>・しかしながら、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(統計調査員による不適切な事務処理(毎月行うべき調査先訪問を不定期に行った等))が明らかとなり、再発防止策として国や都道府県による現地監査や調査員への指導・研修の一層の必要性が認識されたため、その強化等の措置を講じた。統計調査への信頼を損なうことがないよう、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していく必要があることから、測定指標5は数値目標を達成しているものの、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断することが妥当である。</li> <li>・正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上を図るオンライン調査推進に向けた広報活動等により、測定指標6の目標を大幅に上回って達成した。</li> </ul>
	<p>&lt;施策目標&gt;統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること</p> <p>当該施策目標について、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることで、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数、統計局ホームページのアクセス件数が目標を大きく上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標7については、掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、遅滞なく、かつ分かりやすい統計を公表することは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き、公表後の記者レクなどによる掲載数増加に向けた取組を行う。</li> <li>・測定指標8についても、白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実かつ適時的確に作成し、分かりやすい統計を提供するとともに、社会的なトピックスに合わせたタイミングで統計情報を用いたコラム(例えば、こどもの日や敬老の日にあわせた関連するもの)を発表するなどし、国民にとって親しみやすい形で発信することは今後も施策目標達成の指標として重要であるとする。</li> <li>・測定指標9については、平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う外部サイトの影響を強く受けたことにより一時的な増加がみられる。全体としては、掲載する統計表やAPI機能で取得可能な統計データを拡充することにより統計利用者の利便性の向上を図ることにより目標値を達成した。</li> <li>・測定指標10については、平成28年度、29年度はHPリニューアル前と利便性が改善される前であったことなどによりアクセス数が目標を下回ったと考えられるが、平成30年度以降は統計局HPのリニューアル、平成30年住宅・土地統計調査の実施内容の周知を行うなどのコンテンツ充実のほか、統計不正問題による関心も相まって大きくアクセス件数が伸びたものと考えられる。</li> <li>・測定指標11については、平成30年度及び令和元年度にLOD形式で提供するデータを拡充し、統計利用者の利便性の向上を図っているところ。平成28年度は目標「17,200件以上」に対し実績「151,566件」で目標を上回っており、これを踏まえ、平成29年度事前分析表作成時に目標値を当初よりも高く設定するよう見直ししているが、平成30年度及び令和元年度は目標を達成したことから、「目標達成」としている。なお、LOD形式で提供するデータ数は、平成28年度:約3億、平成29年度:約4億、平成30年度:約13億、令和元年度:約21億で推移している。</li> </ul>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、今般の不適切統計問題を受けて、再発防止と信頼回復を図るため、令和2年度から、従前の施策目標「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」に替えて、新たな施策目標として「公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること」を設定する。その施策手段には「基本計画に掲げられた諸施策の実現」を設定し、測定指標には、「第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」を設定する。なお、測定指標2及び3に該当する施策（「統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する」及び「国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う」）は、基本計画にも盛り込まれており、基本計画の実施状況を測定することにより引き続き進捗管理を行う。</li> <li>・測定指標4については、平成30年度のEBPM取組において、本施策の目的や目標とする効果についてロジックモデルを整理し、従前の施策目標である「“データサイエンス”力の高い人材の育成」については、「第Ⅲ期基本計画」における本施策の位置付け等から「受講者の統計リテラシーの向上」と「統計調査に対する協力意識の醸成」に見直している。さらに従前の施策手段である「MOOC講座等の学習基盤を整備」については、平成30年度までに3つの講座が構築できたことから、次期目標では、従前の施策目標「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること」に替えて、新たな施策目標として「統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成」を設定する。その施策手段には「インターネットによるオンライン講座を実施」を設定し、測定指標には、「データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数」を設定する。なお、新たな施策目標とした国民の統計リテラシーの向上は今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。また、これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。</li> <li>・測定指標5については、統計データを確実に遅滞なく公表する目標が達成できているところであるが、統計調査への信頼を損なうことがないよう、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していくことは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。</li> <li>・測定指標6については、第Ⅲ期基本計画でもオンライン調査の推進が引き続き掲げられている中、平成28年に実施した大規模周期調査のオンライン調査における回答数のみを指標として設定することは適切ではない。しかしながら、統計調査により実施時期、対象数、属性等が異なり、年度ごとに異なる統計調査を指標として設定して達成状況を測定していくことは困難であることから、測定指標からは削除し、今後は基本計画の実施状況を測定することにより、引き続きオンライン調査の活用促進を図ることとする。</li> <li>・測定指標7、8、9及び10については、一定の有用性があることから、引き続き、主要5紙及び各府省の年次報告書（白書）への掲載件数並びにe-Statの統計表及び統計局HPへのアクセス件数を指標とする。なお、測定指標7については社会情勢等により、測定指標8については白書作成の意向により影響を受けるものと考えられるため、本評価書における目標値を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。また、測定指標9については平成29年度のシステム更改に併せ利用実績取得方法を変更したことから、平成30年度及び令和元年度それぞれに目標値を別途設定したが、次期目標についてはシステム更改後の実績を踏まえて設定（なお年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用）する。</li> <li>・測定指標11について、現状、e-Statで公開している統計データのメタデータ（属性情報）は各調査により異なり、同じ内容であっても機械的には同一と判別できないことから、検索性能に課題がある。今後は、e-Statの統計データの検索性向上に向け、LOD形式の統計データの拡充から、「総合的対策に基づく改革工程表」（令和2年6月2日統計行政推進会議申合せ）において求められている、ユーザによる再入力や書式変換等の不要な、利用しやすいデータ形式による統計情報の提供の推進へ取り組み、次期事前分析表「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の統計表データの利用件数により、引き続き評価・測定を図ることとし、当指標については次期事前分析表の測定指標からは削除する。今後のLOD形式を含む統計データの提供形態については、統計改革において求められる取組内容等も踏まえ、検討の上、取組を進めることとする。</li> </ul>	
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	政策評価結果を踏まえ、公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であることから、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するため、必要な経費を要求する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	・令和2年7月、田淵雪子構成員から、統計調査において不適切な事務処理が発生した理由を政策の分析欄に記載すべきとの御意見を頂き、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（<a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm</a>）</li> <li>・統計法施行状況報告（<a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm</a>）</li> <li>・政府統計の総合窓口（e-Stat）（<a href="https://www.e-stat.go.jp/">https://www.e-stat.go.jp/</a>）</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	統計局総務課 他10課室 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 永島 勝利 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 山田 幸夫	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	--	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。  
 ※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「－」：目標期間が終了していない。  
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。



主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-19)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策19:消防防災体制の充実強化			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]:消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	11,547	12,021	17,075	14,727
		補正予算(b)	2,848	5,080	3,520	2,301
		繰越し等(c)	3,131	△ 1,343	△ 1,221	
		合計(a+b+c)	17,526	15,757	19,374	
執行額		14,567	14,535	16,958		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日
	第198回国会総務大臣所信	平成31年2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七百億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一―九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	① 緊急消防援助隊の登録隊数<アウトカム指標> ※緊急消防援助隊(通称:緊援隊)とは大規模・特殊災害時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度	5,658隊 (平成29年4月1日現在) 【平成28年度】	5,800隊以上	6,000隊以上	6,000隊 【平成30年度】	イ	
			5,978隊 (平成30年4月1日現在)	6,258隊 (平成31年4月1日現在)				
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	② 消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) <アウトカム指標>	48ブロック (平成29年3月31日現在) 【平成28年度】	実現ブロック数(累計値)の増加			実現ブロック数(累計値)の増加 【令和元年度】	イ
			50ブロック (平成30年3月31日現在)	52ブロック (平成31年3月31日現在)	54ブロック (令和2年3月31日現在)			
	大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	③ 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	110,707基 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	整備数(累計値)の増加			整備数(累計値)の増加 【令和元年度】	イ
			113,009基 (平成29年4月1日現在)	117,340基 (平成30年4月1日現在)	120,515基 (平成31年4月1日現在)			
救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	4 受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.7% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□	
		2.3% (平成28年中)	2.2% (平成29年中)	2.4% (平成30年中)				
		3.7% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□	
		3.5% (平成28年中)	3.3% (平成29年中)	3.6% (平成30年中)				
受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.4% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□		
	2.0% (平成28年中)	1.7% (平成29年中)	1.7% (平成30年中)					
受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	3.3% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□		
	2.6% (平成28年中)	2.5% (平成29年中)	2.6% (平成30年中)					

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	48.1% (平成27年中) 【平成28年度】	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				48.9% (平成28年中)	49.9% (平成29年中)	50.7% (平成30年中)		
		国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人 【平成28年度】	年間200人	年間200人	年間200人	年間200人 【令和元年度】	
海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	6							イ
				209人	231人	224人		
防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	90.9% (平成28年3月31日現在) 【平成28年度】	耐震化率の増加 (対前年度増)			耐震化率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				92.2% (平成29年3月31日現在)	93.1% (平成30年3月31日現在)	94.2% (平成31年3月31日現在)		
消防団等地域防災力を強化すること	⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	856,278人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	ロ
		女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	23,899人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	850,331	843,667	831,982	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	
		学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	3,255人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	
	24,947	25,981	26,625	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】				
9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	81.7% (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ	
			82.7%	83.2%	84.1%			
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	10	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	82.0% (平成28年3月31日現在) 【平成28年度】	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				83.8% (平成29年3月31日現在)	84.1% (平成30年3月31日現在)	86.6% (平成31年3月31日現在)		

消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためのシステムのコスト削減	11	消防庁所管システムの運用・保守経費 ＜アウトカム指標＞	687,750千円 【平成25年度】	基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値) 基準額に対して3割削減した場合の経費は481,425千円(削減額206,325千円)			3割以上の削減 (対基準年度) 【令和3年度】	□
					630,133千円 (削減額57,617千円)	641,192千円 (削減額46,558千円)	708,030千円 (削減額0千円)		
消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	12	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトプット指標＞	66回 【平成28年度】	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度) 【令和元年度】	イ
					82回	80回	84回		
火災予防対策を推進すること	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	13	住宅火災件数 ＜アウトカム指標＞	12,097件 (平成27年中)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	イ
					11,354件 (平成28年中)	11,408件 (平成29年中)	11,019件 (平成30年中)		
危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	573件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減) 【令和元年度】	□
					572件 (平成25年～平成29年の平均)	581件 (平成26年～平成30年の平均)	580件 (平成27年～令和元年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	243件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減) 【令和元年度】	□
					243件 (平成25年～平成29年の平均)	260件 (平成26年～平成30年の平均)	267件 (平成27年～令和元年の平均)		
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	研究開発事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	21件	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度) 【令和元年度】	イ
					21件	18件	20件		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1、2及び8は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、ほぼ目標を達成もしくは目標を達成していないが目標値に近い実績を示している。また、その他の測定指標においても、目標を達成もしくは目標を達成していないが目標値に近い実績を示しており、政策全体としては改善の方向を示している。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><b>&lt;施策目標&gt;緊急消防援助隊の機能を強化すること</b>        主な登録隊数の増加の内訳(平成31年4月1日現在:6,258隊)        消火小隊 112隊、救急小隊 63隊、特殊装備小隊 30隊、特殊災害小隊 17隊</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること</b>        ・測定指標②については、消防庁では、消防広域化推進アドバイザーの派遣や広域化に伴い必要となる経費に対する財政支援などを実施することにより消防の広域化を積極的に推進してきた。この結果、令和元年度は2つの地域で広域化が実現し、目標を達成することができた。        ・測定指標③については、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、耐震性貯水槽の整備を進めている。耐震性貯水槽の整備数については、消防防災施設整備費補助金の活用等により増加し、目標を達成することができた。        ・測定指標④については、救急業務については、高齢化の進展等に伴い搬送件数が一貫して増加傾向にある中で、迅速な傷病者の搬送と医療機関による円滑な傷病者の受入れが求められており、消防庁では消防と医療機関の連携を促進することにより医療機関選定困難事案の減少を図っている。この結果、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が50.7%に増加し、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。        ・測定指標⑤については、救急隊が到着するまでの間に応急手当が適切に実施されることで大きな救命効果が期待されることから、消防庁では住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆出入場所の従業員等に対する応急手当の普及活動等を実施している。この結果、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が50.7%に増加し、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。        ・測定指標⑥については、海外被災地において、効果的に捜索救助活動を実施するため、77消防本部に所属する599人の国際消防救助隊員を対象とした教育訓練を実施している。測定指標⑥については、令和元年度に実施した国際消防救助隊員の連携訓練やセミナー等に延べ224人の隊員が参加し、目標を達成している。これらと同様に、国際消防救助隊セミナーを全登録消防本部を対象に実施するとともに、国際消防救助隊の連携訓練についても、全登録本部から隊員が参加出来るようにするなど、国際消防救助隊の更なる能力向上に取り組んでいる。        ・測定指標⑦について、消防庁では、災害発生時に避難所や災害応急対策の拠点となる公共施設等について、耐震化を推進している。防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債の活用などにより、平成31年3月31日現在で94.2%となり、目標を達成することができた。なお、耐震化の取組が遅れている自治体については、個別にその状況を把握するとともに、緊急防災・減災事業債等を活用した取組について通知等により促している。</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;消防団等地域防災力を強化すること</b>        測定指標⑧、⑨のうち、消防団員数の増加以外については、消防団をはじめとした地域防災力の充実強化に向け、消防団等充実強化アドバイザーの派遣等を実施することにより、目標を達成できた。消防団員数については、産業・就業構造の変化、過疎化・少子化といった社会環境の変化、コミュニティ意識の希薄化等により減少傾向が続いており、地域の実情に応じた消防団員の確保等について積極的な取組を促進する等、更なる消防団への加入促進に取り組む必要がある。        (参考)消防団等充実強化アドバイザー派遣実施回数:平成29年度29回、平成30年度28回、令和元年度27回</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること</b>        測定指標10については、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるようアドバイザーの派遣(※)、手引きの作成、地方財政措置の拡充等の支援を行うことにより目標を達成できた。        (※アドバイザー派遣については、平成29年度37箇所、平成30年度25箇所、令和元年度29箇所の市町村へ派遣を実施した。)</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること</b>        ・測定指標11については、目標値である運用・保守経費の3割以上の減少を達成できなかった。主な要因としては、全国瞬時警報システム(Jアラート)の運用保守業務において、一部の機器やOSのサポート切れにより更新等の費用が増加したことや、基準年度以降、消防庁の危機管理機能の向上を図るため、新たにDR(ディザスタ・リカバリ)サイトを構築したことが挙げられる。一方で、情報システムの更新の機会を通じて、適宜統合するなど運用・保守経費の低減・効率化を図っているところである。        ・測定指標12については、消防庁では、災害応急対応を迅速・的確に行い、国民の命を守るため、消防庁と各地方公共団体(消防機関を含む。)が連携した災害対応能力の向上を図っている。        令和元年度においては、自然災害及び国民保護に係る庁内での図上訓練や、南海トラフ地震を想定した国と地方公共団体の共同訓練など、計84回の訓練を実施しており、当該施策目標についても、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上が図られ、目標を達成することができた。</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;火災予防対策を推進すること</b>        測定指標13については、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策を推進するとともに、春・秋の火災予防運動等の機会を捉えた積極的な普及啓発活動を行ったことにより、平成29年中11,408件に対して平成30年中11,019件と減少しており、対前年度減という目標を達成することができた。        住宅火災の出火原因の上位を占めるたばこ火災については、平成23年度より、継続的にたばこ事業者等と協働し「たばこ火災防止キャンペーン」を全国的に実施し、たばこ火災による被害が顕著である喫煙者層向けのリーフレット等を作成、配布を行った結果、喫煙率の減少と併せて、火災件数の減少が図られた。        【参考】住宅火災のうち、たばこによる出火件数 1,451件(平成28年中) 1,420件(平成29年中) 1,346件(平成30年中)</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;危険物事故対策を推進すること</b>        ・測定指標14については、危険物事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進を行っており、平成30年度は事故件数が前年度を上回ったが平成29年度及び令和元年度は前年度より減少している。        ・危険物事故の原因としては、危険物施設に従事する者の維持管理不十分・操作確認不十分などの人的要因、危険物施設の腐食疲労劣化などの物的要因によるものが多くなっており、それを受け、保安講習の充実化等による危険物保安人材の育成方策の検討、危険物施設の点検に係る各種ガイドラインの策定など、事故の人的要因・物的要因に対応した取組を行っている。</p>	
<p><b>&lt;施策目標&gt;コンピュータ災害対策等を推進すること</b>        ・当該施策目標について、直近5年平均事故件数は増加し目標を達成することができなかった。施設の老朽化などによる物的要因の事故件数が依然増加傾向であることが目標を達成できなかった大きな要因と考えられるが、令和元年単年では昨年と比較し事故件数が減少、死者も発生していないことから事故防止に向けた取組(事故分析、自衛防災組織の強化、事故資料の収集公表・自衛防災組織の技能コンテスト等)は一定の効果があったと考えられる。        【事故割合※】H22一般事故217件(人的109件、物的108件) → R1一般事故263件(人的108件、物的155件) ※その他の要因による事故を除く        ・増加傾向である物的要因に対して経産省をはじめとする関係省庁等と連携した取組の強化等を検討しながら、人的要因に対しては、これまで続けてきた事故防止に向けた取組が一定の効果を発揮し、事故件数増加を抑えてきたと考えられることから、引き続き着実に取組を進めていく。(参考:事故件数 H24:248、H25:228、H26:253、H27:234、H28:250、H29:252、H30:314、R1:284)</p>		

評価結果

	<p><b>&lt;施策目標&gt;消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること</b>          消防庁では、災害の予防や被害の軽減等に資するため消防防災技術に関する研究開発を実施している。          測定指標16については、令和元年度は、消防活動の安全確保のための研究開発や災害対応のための消防ロボットの研究開発など、20件の研究開発を実施した。          当該施策は、消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ることを目的としており、測定指標の件数を増加させることを目標としているわけではない。          平成30年度の研究開発事業件数は18件と基準年度(21件)より減少しているが、令和元年度は20件となっており、概ね基準年度の件数と同程度の実績を示していることから、必要とされる研究開発事業等を実施したと考えられ、消防防災体制の充実強化を図るという施策目標を達成することができた。</p>				
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①：第四期基本計画(令和元年から5年度)に基づき部隊規模を6,600隊程度に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。</li> <li>・測定指標②：着実な広域化の実現に繋げていくため、引き続き効果的・効率的な事業推進を図る。</li> <li>・測定指標3：引き続き耐震性貯水槽の整備数、整備計画を把握し、地方公共団体が必要とする整備が可能となるよう取り組む。</li> <li>・測定指標7：防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債などにより引き続き支援を行っていくとともに、地方公共団体に対し、こうした支援制度を活用した取組の推進を要請するなど、耐震化の早急な完了に向け取り組む。</li> <li>・測定指標⑧については、「女性団員数」及び「学生団員数」は前年度に比して増加しているが、「消防団員数」は前年度に比して減少している。引き続き、PR活動や各種支援事業を実施し、消防団員数等の増加に努める。なお、次期目標については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年12月13日付け消防庁長官通知)において、全国的な数値目標を設定していることから、当該目標を指標として設定する。</li> <li>・測定指標9：自主防災組織の組織活動カバー率は前年度に比して増加している。一方で、防災活動に対する住民意識の不足やリーダーの不足が課題となっていることから、住民の防災意識の向上を図るため、被災の体験を伝承する災害伝承10年プロジェクトや、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業を引き続き推進していく。</li> <li>・測定指標13：設置から10年以上経過した住宅用火災警報器の機能劣化が課題となっており、高齢社会の進展に伴い住宅火災件数が増加に転じることも予想されることから、消防本部、消防団、女性(婦人)防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、シンポジウム及び各種キャンペーン等を通じた住宅防火対策を引き続き推進していく。なお、住宅火災件数については放火によるものを含んでいるため、次期目標については、より、施策による効果を測ることのできる放火火災を除いた住宅火災件数を指標とする。【参考】放火を除いた住宅火災件数 10,523件(平成28年中) 10,489件(平成29年中) 10,269件(平成30年中)</li> <li>・測定指標16：従来設定していた測定指標「研究開発事業の実施件数」だけでは、施策目標である研究開発の成果を技術基準等の改正や政策等へ反映することの達成状況が不明確なため、当該達成状況を測るための指標とする。</li> </ul>				
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方) III 予算の継続・現状維持				
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、第四期基本計画における目標登録隊数6,600隊に向け、令和3年度予算概算要求において、引き続き、補助金や無償使用制度を活用し、必要な車両資機材等を着実に整備・促進する。</li> <li>・測定指標15については、一層の事故件数の減少を目的として、事故防止に向けた取組にかかる予算について増額要求(10百万円程度)する予定である。</li> </ul>			
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—				
学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、測定指標11の目標値欄の記述についてご意見を頂き、評価書に反映させた。</li> <li>・令和2年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授から、測定指標15の政策の分析欄の記述についてご意見を頂き、評価書に反映させた。</li> </ul>				
政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年消防庁告示33号「市町村の消防の広域化に関する基本指針」</li> <li>・消防広域化関係資料(令和元年5月)(<a href="https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/wide/items/wide001_04_m00.pdf">https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/wide/items/wide001_04_m00.pdf</a>)</li> <li>・令和元年度消防白書(令和2年2月)(<a href="https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/47787.html">https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/47787.html</a>)</li> </ul>				
担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等	作成責任者名	消防庁総務課長 齋藤 秀生	政策評価実施時期	令和2年9月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。